令和４年度　第１０回美郷町教育委員会議事録

日　時　令和５年１月２５日（水）
13 時 30 分～15 時 00 分
場　所　役場本庁舎３F　会議室

〈出席者〉　阿川教育長、大草委員、兒島委員、梅原委員、岡先委員、漆谷教育課長
石原指導主事、和田主任

〈議　題〉　１, 区域外就学の承認について　【承認】
２, 美郷町学校運営協議会規則の制定について　【承認】
３, 美郷町子ども未来応援金要綱について　【承認】

教育課長　それでは第１０回美郷町教育委員会を始めさせていただきます。では教育長からご挨拶お願いいたします。

※教育長あいさつ、諸報告について録音が不備であったため、説明した要点のみ記載

【会議録署名委員】
大草委員　兒島委員

【会議録の承認】
第７回議事録、第９回議事録を承認

【教育長諸報告】
・五十猛小学校敷地内で児童がはねられた事故について
学校敷地内で通り抜けができるのは大和小学校　対応が必要
駐車場での鬼ごっこは禁止している
・教職員の評価制度
Ｓ以上も少しだがいるらしい　多くはＡ
Ｒ４の人事評価をＲ５の給与に反映する

【人事異動関連】
・浜田管内４１人の新規採用、１４人管理職再任用
今年も講師と小学校教頭が不足
辞職の多くが新採３～５年　新採をどう乗り切るか

【学校の様子】
・児童生徒は落ち着いた様子で３学期がスタート

教育長　　本日議事とその他報告事項たくさんございまして、先に進めます。議事の芳３つございますが、１号議案、区域外就学の承認について。

教育課長　　区域外就学について、担当の和田の方がご説明いたします。

和田主任　　はい。失礼いたします。区域外就学の申し出がありましたので、ご審議をお願いしたいと思います。対象児童の名前、Ａさんです。令和５年１月５日付で、大田市教育委員会から区域外就学に関する協議依頼が届いております。事前に保護者さんから相談もあり、説明にお伺いしたこともあります。区域は、B 中学校ですが、ご希望は大田市立 C 中学校です。申請理由としては、部活での希望というところです。ソフトテニスがやりたいですということで、通学が可能な、大田市立 C 中学校への進学を希望しておられます。

大草委員　　もう今まで、承認してきましたから。

教育長　　どこでテニスしてたんですか。あまり意識しなかった。

和田主任　　テニスクラブに入っておられるわけではないです。

兒島委員　　やってたのかなって思ったけど。新たにやりたいということですか？

教育課長　　小学校の時にやっているので、続けてというパターンは、今までずっとありました。
今やってないんだけれども中学校に入ったらこれがやりたいのでという今までのケースで言うと、大和小学校から赤来中学校の吹奏楽部にということで赤来中に行かれた例があります。それから、前年、大和小学校から邑智中学校で吹奏楽部やカヌー部に入るというのがありました。

兒島委員　　小学校やってないというのは。

教育課長　　今までもございます。

大草委員　　難しいね。

梅原委員　　難しいね。難しい。本当は別の理由があって、B 中学校行きたくないということがあるんですかね。

教育課長　　あります。

兒島委員　　人間同士の関係性ですかね。

教育課長　　はい。（以下、個人情報につき記載省略）

岡先委員　　それでも部活が理由になるんですか。

教育課長　　今、実際に言っておられるのは部活動が理由です。過去にそういう人間関係の、もめごとはあったけれども、今時点では、そういう状況は確認されていません。

大草委員　　難しいですよね。

梅原委員　　こういう事例があるんですねやっぱりね。スポーツが１番ではなくて、これが本当の原因であったと。仮にそうであったとしても大田に行ったとしても、上手くやっていけるだろうかと。ここでもし、美郷町教育委員会が駄目だといったらどうなるんですか。

和田主任　　B 中に行ってくださいということになります。

兒島委員　　なぜという事にはなりますよね。そこは納得いく理由を説明する必要がある。だから、ソフトテニスって出されると多分、却下する理由にならないと思います。ソフトテニス部も続くかどうかはちょっと心配なところがありますね。

岡先委員　　辞めた場合も、そのまま一応 C 中で継続ですよね。

教育長　　他にもいいものを持ってると思うんですよね。離れた学校で、環境変えればいいかもしれない。

兒島委員　　そういった行った子たちの様子っていうのは、教育委員会ではある程度また情報共有とかはしてるんですか。町外の中学校に行かれた子のその後の管理っていうのは。

教育課長　　小中の連絡会みたいなのはあるんですかね。教育委員会同士では共有しないです。学校同士で情報共有があるかもしれません。

兒島委員　　それぐらいですか。わかりました。

教育長　　よろしいでしょうか。（全員同意）では、承認いただいたということで。

教育長　　ありがとうございました。では第２号議案。美郷町学校運営協議会ですね。

教育課長　　美郷町学校運営協議会規則の案を載せさせていただいております。これは例規審査にこれから上げるものですので、また部分が若干変わってくる可能性はありますが、基本的にはこの線から大きく変わることはないと考えております。
前回、南部町の方に視察に行かせていただきましたけれども、いよいよ来年
度スタートということで、今年度のうちに、協議会規則を作っておかないと、
来年度からスタートできないということになります。石原指導主事の方から、説明させていただきます。

石原指導主事　美郷町学校運営協議会の案を、お配りさせていただいております。基本的には文部科学省が示しております、学校コミュニティスクールの３つの機能、学校長が作成する学校運営の基本方針の承認、学校運営についての教育委員会または学校への意見の提出、教職員の任用に関する意見を述べるといった主な機能と、地域との連携等を基にして作成しております。
基本的には文科省等が定めたものに従っておりますけれども、美郷町の現状に合わせた文言内容としましては、１番最後の第１８条のところをご覧ください。
学校運営協議会の中に学校運営委員会の設置という項目が作ってあります。このあたりの区別がわかりにくいところがあるかと思います。
１１月の校区準備会の際に、大和校区、邑智校区それぞれの管理職にお集まりいただいて、それぞれの校区での、運営協議会の持ち方について意見交換させていただきました。
大和校区につきましては小中でいろいろなことを一体となってやっていこうという、動きでしたが、邑智校区の方がなかなか急にそろえていくこと

は難しいということで、協議会としては一緒に行いながらもそれぞれの小中学校で地域連携をして、進めていく必要があるという点で少し実態が異なりました。
そのために小中が一体となって行うこともできますし、小中それぞれの地域との連携の取り組みも進めていけるようにということで、運営協議会の中に、例えば邑智中学校の学校運営委員会の下部組織のような形で、動ける部署として、学校運営委員会の設置を設けております。
現状の見込みですと、邑智校区でこちらの学校運営委員会という形で地域と連携した取り組みが行われていく可能性が高いと思っております。
それ以外の１７条までのところは、基本的には文科省から示された規則を基に、美郷町の実態に合わせた人数、任期等の設定をさせていただいております。簡単ですが、以上です。

教育課長　補足説明をさせていただきます。第８条のところで、委員の任命で、協議会の委員は１５名以内とし、次の各号に掲げるもののうちから教育委員会が任命するとしております。
この候補になりそうな方についてこの方はどうだろうかというのを、１枚紙、表裏に印刷しております。
候補としてこういった方々のお名前が挙がっています。まだ全くご本人にはお話をしておりませんので、これから、事務局の方で打診するということになります。
併せて、委員の皆様の中から、この方も入ってもらった方がいいのではないかというご意見がありましたら、お願いします。
大和地域に関しましては、結構名前がかなり上がってきまして、ここはオーバーしておりますので、地域バランス等も若干加味しながら、選んでいけたらと思っております。
まだ確定しているわけではなくて、今こういった方を想定して進めているところということでございます。
また、来月の教育委員会に諮らせていただいて、教育委員会名で任命するということになります。

兒島委員　大和は自治会はいいのですが、邑智は自治会ではどうかなと思っておりました。

教育課長　いろいろ考えていくと、この人たちに関わって欲しいっていうのが、小学校と中学校で違ってくる可能性が高くて、それで、先ほども石原指導主事

の方から説明しましたように、校内の委員会をつくれるようにしておいて、それぞれの小学校中学校での具体的な活動に繋がる組織を下部組織で作った方がいいんじゃないかということを考えました。
で、まずそこの下部組織の活動も含めて、協議会の方でそれらの動きを見ていく、学校との関わりとか、エリア全体の動きみたいなもの、協議会の方で見ていく形にした方がいいのではないかということです。
一方、大和のエリアに関して言いますと、すでに小学校と中学校で一緒にやるといいよねっていうようなことを、校長先生同士が話をしておられます。ちょっと保小中の連携みたいなものを１つの中で考えていきたいと思っております。お互いに補完するというか、小学校だけでは足りないところを中学校の力を中学校だけだと寂しいものを、地域の人とか小学校とかと一緒にやることで、少しでもにぎわいが出たりとか、中学生にとってのやりがいが出るように考えたいっていう話がありました。ですので、エリア全体でどちらにも関わっていけそうな人たちを選び出しています。
同じ学校運営協議会ですけども、邑智エリアと大和エリアでは全く違います。組織もねらいが違うものになってくると思われます。

教育長　面白いと言うと失礼ですけど、この任期の２年の間に、どういうふうに持っていくかという、特に今最近、企業を学校に入れるっていうのがあるんですけど。

石原指導主事　どちらのエリアも地域企業からということで上がっています。最初に上がった候補と事務局での話し合いで２０名を超えてしまいました。

兒島委員　さっき課長のお話の中にあった保小中連携であれば保育園の関係なんかもあってもいいのかなと。

教育課長　ありがとうございます。いろいろ考えていくとこんな人も入ったらいいなというのが出てきます。そうすると、学校ごとの委員会いに、そっちは制限はないので、関わっていただく方に声をかけてみてもいいのかなと。この人選にしても、やってるうちに、色々な意見が出てくると思います。

教育長　保育所については何とか取り込みたいんだけど。協議会の方で、もう保育所を入れないと、結局駄目じゃないっていうところにたどり着くとは思うんですけど。無理に挙げるとまた拒否反応があるので。

教育課長　　保育園関係をということをご了承いただきましたので、そこは何かしら考えます。

兒島委員　　もしくはその保護者とか、何かあればいいかなと。

教育長　　保育士 OB とか。

兒島委員　　いいかもしれないですね。

大草委員　　候補に挙がっている人は肩書がある人ばっかりでしょ。違うとこからも入れたほうがいいと思います。

教育課長　　それと女性を入れようと思います。

教育長　　説明会はいつでしたっけ。

石原指導主事　２月８日は学校の先生方だけの説明会です。

教育長　　校区準備会は？

石原指導主事　まだちょっと日程調整中ですけど、３月のところで行います。２月中に先ほど言いましたように、邑智と大和でそれぞれの協議会の形が変わりますので、協議準備会を持ちまして、具体的な組織の動きですとか、今回ご意見いただいたことも踏まえて、３月にまた準備会を開催します。それまでのところで、委員候補の方にご説明とお願いに伺い、可能であれば３月の校区準備会のところで改めて委員になっていただいた方にも学校運営協議会について詳しく説明できる機会を作りたいと思います。

教育長　　よろしいですか。（全員同意）

教育長　　ありがとうございます。３号議案、美郷町こども応援金給付要綱について。

教育課長　　この給付要綱ですけれども、教育委員会で最初に見ていただいたものから、かなり変わっております。担当の和田が来て説明いたしますけれども、最初にこちらで提示させていただいたものにつきましては、町長から、ペーパーレスでいって欲しいということがありまして、基本、紙での

申請をしないで、電子申請で物事が、進むような組み立てにしております。では、お願いします。

和田主任　はい。１１月ぐらいのところで先にリリースをさせていただきました。
新しい奨学金は給付の条件に当てはまるのであれば、申請のあった方にお支払いしていくという、どちらかというと給付金的な側面の強いものになっています。
チラシをご覧ください。１２月２６日から、令和５年３月に高校を卒業されて、４月から高等教育機関に進まれる方に向けて募集を開始しております。
要綱の中でも謳っておりますが、美郷町内の小中学校を卒業していること。それから、給付される間はおそらく保護者さんになると思いますが、美郷町に住所があるということ。それから滞納がないというのは、こういう補助金とか給付金については、規定がありますのでそれをつけております。
令和 5 年 3 月以降に高校を卒業して、文部科学大臣が定める基準を満たす高等機関に進学するということが対象になっています。応援金は、何が財源になっているかというと、ふるさと納税です。
この給付を受けた方々についても、卒業して就職をされるにあたって美郷町以外で生活していかれる場合、自分がふるさと納税をもとにして資金をいただいて、進学先に行かせてもらったということをご理解いただいた上で、次世代の子どもたちのために、ふるさと納税をしてくださいということが、条件になっています。
今第 1 陣の申請がきています。募集の期間は 4 月 30 日まででではあるんですが、今共通テストが終わったところで、1 月 20 日時点ぐらいで区切ったところです。
今一覧で１６名おられます。進学先予定先というのが、実際今度行かれる予定の学校なんですが、文科省の基準を満たした、条件を満たしている学校であるというところがまず判断材料となります。
現在のところ、納税滞納がない等の条件を満たしているかをちょっと調査しているところです。

兒島委員　とりあえず、これ決定したわけじゃなくて。

和田主任　そうですね。条件を満たすかどうか審査中です。

岡先委員　もう少し増えるというわけですね。

梅原委員　　この制度について一番最初発表があったときに、人数の制限はどうですかと聞いたら、人数制限はないとおっしゃったよね。

和田主任　　はい。

梅原委員　　全員でもいいわけですよね。

和田主任　　はい。進学される方は全員が対象者ということです。

大草委員　　今の時点で半分です。

教育長　　よろしいでございますか。（全員同意）
ありがとうございました。

教育課長　　このペーパーにつきましては、ちょっと個人情報ですので回収します。

教育長　　それではその他報告事項。３つございますが。教育支援委員会の審議結果についてでございます。

和田主任　　教育支援委員会の審議結果のご報告をさせていただきます。第１回、第２回の審議を行いました。８月２３日開催の第１回のところで報告が落ちて申し訳ございませんでした。
第１回に関しては、都賀保育園から２名、それから保育園の年長さん大和小行かれる方２名と、邑智小学校、特別支援学級におられる知的学級の２人、それから自閉症状の方のお２人で６名について、次の学びの場をどうしましょうかというところで検討されました。
第１回に関しては、基本的には保護者さんの意見、学校の意見が一致した状態で、こちらに入られるということになりました。邑智小学校の６年生４人ですね、今度邑智中学校に行かれるのか、あるいは他の学校、特別支援学校とするのかというところですけれども、小学校で通っておられる支援学級、知的、自閉情緒それぞれの別で、保護者さんも学校も意見が一致しており、支援学級が適当であるという事で３名の方は、知的、情緒それぞれに、１名は通常学級で、今度は普通高校を受験するというところで実際にこの子供さんについては今ほぼほぼ通常学級で問題なく過ごせています。朝の会と、帰りの会のときだけ、特別支援学級の情緒学級の先生と申

し合わせをした上で、あとは自分の力でやっておられる、落ち着いてやっておられるというところです。４名の方それぞれすべて同意書が出ております。
第２回については１月１１日に行われました。おおち保育園年長さん今度は邑智小学校と大和小学校それぞれに上がられるという形で、３名についての審議それから今大和小学校４年生、通常学級に通っておられますが、特別支援学校か学級か、どうしましょうかというところ、それから転校生新１年生ですけれども、もう判定が出ていて、お住まいが大和小学校区という方が１人。基本的にはおおち保育園の３名については、それぞれ通常学級、ただし、個別の支援は確実に必要であろうということで、それぞれの支援が検討されていくということになりました。
大和小学校に関してはですね、保護者意見、学校の意見が異なっております。ただ審議会の方の判定では、小学校の方で出せる手は、出し尽くしておられるなというところもあり、特別支援学校で、もう少し落ち着いて学ばれてはどうかというところで判定がでております。以上です。

教育課長　　教育支援委員会のメンバーについて、教育支援委員会までの流れもちょっと、おわかりにならないかもしれないので教育支援委員会のメンバーと、ここにかかるまでの、流れをざっと説明してください。

和田主任　　子どもさんの様子を見てほしいということで、にこにこ巡回相談会で専門家の先生に見てもらう機会があります。或いは町の事業ですけども、３歳児健診で、発達にちょっと遅れがあるかもしれないという情報があれば、療育に繋がったり発達クリニックに繋がったり、それぞれ支援の必要な子どもに対して、基本的には学校に上がられる前のところで、何かしらの手だてを考えます。あとは保育園や学校で、不安な子どもさんについては、保護者さんに確認を取って、教育支援委員会の中で調査やテストを実施したりしています。
親御さん、或いは学校の方から、就学についての希望はどんなところなのか調書が出てきますので、それを教育支援委員会の委員さん方にご提示して、審議をしていただくという形になります。
委員会のメンバーは小中学校の先生方、特別支援のコーディネーターの先生、教育事務所の指導主事の先生、健康福祉課も入られます。
専門的な知識をお持ちの西部医療支援センター大野先生、小児精神科のドクターです。それから、児童相談所、石見養護学校、西部発達障害者支援センターウィンド。そういう方に委員になっていただいてるというところ

です。医療的な見地、専門的な見地からこの子にはどのような支援が適正なのかということを検討する場が教育支援委員会です。

教育課長　特別な支援が必要な子どもさんの就学先を教育委員会が指定をするわけですけれども、基本的な考え方の基準として教育支援委員会での判定というところが大きな判断の基準になります。
支援委員会委員長に邑智小の生越校長先生になっていただいています。
小学校の校長先生の代表で、中学校代表は竹下校長先生、あとそれぞれ通級指導教室の竹下先生、藤田先生に入っていただいたき、先ほどの専門的な機関と保育園の代表の先生、健康福祉課の児童福祉と母子保健の担当ですね。
そこで審議するためのいろんな情報は専門家のチームでもって、定期的に相談会で回っています。保育園とか保護者さんから相談を受けて発達の状況を確認したい子どもさんについて、何回か観察をし、テストもして、状態を把握します。でも最終的には、ドクターの判定がこの支援委員会は大きいです。ドクターがどう判断されるかというところが、かなり。
ただ、今回の事案で問題になりそうなのが、（個人情報につき記載省略）
多分ここはお伝えをするのに、一応判定はそうですけれども、保護者さんのご希望を通さざるをえない可能性が高いです。

梅原委員　子どもがかわいそうだよね。

教育課長　そうするともう、学校がその体制をどう取っていくかっというところが重要になってきます。それでなくても見ていただいてもわかりますけども来年度の１年生でこれだけ支援が必要な子どもたちがいて、なおかつ、今現在の特別支援学級の中に新たに入ってくるとなると、今現在、支援学級にいる子との人間関係もかなり厳しいものがあります。

兒島委員　今までは、通常学級ですか？

教育課長　取り出して、情緒学級の子と一緒に生活をしていた時期がありますが、そこの中でよくない状態ができていて、保護者さんが心配をしておられます。

岡先委員　実際に保護者の方もその状況を確認しておられるんですよね。

教育課長　　（以下、個人情報につき記載省略）
岡先委員　　普段の様子を何かしら見てもらえるといいですね。

教育課長　　撮影をするとなると親御さんに許可もらわないといけません。

兒島委員　　そうですね勝手にできないですよね。

教育課長　　少しでも親さんとの日常と学校生活とでは違うんだということを認識されて、どんなに違うのかが知りたいという、気持ちを持たれればいいのですが。さきほど、教育長が言われたように、この子の成長に期待をするとして、そこまでどうやって学校を持ちこたえさせるかということです。別に人を当てるとか、学校の中でも分けて、活動ができるような体制を作るしかないという話はしています。

教育長　　この件は報告だけですかね。こじれないように説明したいと思います。
２番目報告、大和小学校のいじめ事案について。

石原指導主事　大和小のいじめ事案については資料２種類、ご用意させていただきました。１つは前回の教育委員会の際に私の方からもご報告させていただいて、１２月７日以降の大和小学校からの報告や、職員会等で、行った対応の流れをまとめたものになります。
１２月７日に被害児童の保護者さんへの説明会、警察関係者の方にも同席いただいて、実施いたしました。その翌日の時、その時に区域外就学について、お母さんからお話が出ましたので、翌日のところ、私、８日に、先日の説明会についての保護者の方の思いを伺ったり、区域外通学用紙を渡してご説明させていただきました。
その後、１２月の教育委員会のところで、ご承認をいただいたということですでに保護者の方にはお伝えをしてあります。その他学校と、保護者さんとのやりとり、この対応と、お伝えをさせていただいております。１２月１３日のところ、同和問題学習の公開授業がありまして、その際に、学校、隣保館とも情報共有して、人権に関わるものということもあり、隣保館からも協力するという話をいただいています。１２月２１日のところで、校内で事案発生から２学期終わり１２月１０日ごろまでの期間ですけれども、取り組みについての１次評価の形で校長先生が作成されました評価表をもとにして校内での振り返りを行っております。
そちらの評価表がもう一つの資料となっております。こちらの１２月、２

学期末までのところでの学校での振り返りと今後こうしていくといった内容については、１２月２６日のところで校内の集計の取りまとめが終わりまして、教育委員会へ報告と、被害児童の自宅に校長が訪問しまして説明し、お渡しをしております。
また、この評価につきましては、今後は毎月１回ペースで、繰り返し、月ごとに、取り組みと現状を振り返り評価をして、その都度報告することになっております。もうしばらくしたら１月の振り返りが届くとおもいます。
被害児童の耳の状態ですけれども、１２月２６日のところで、鼓膜が再生されて聴力も戻ってきているということで、治療については終了し今後は聴力検査等を行っていくことになるということでした。
途中飛ばしましたけれども、町教委の方から浜田の教育事務所に対応の相談をしまして、児童のケア、保護者さんのケアということで、スクールカウンセラーの訪問日数を増やしていただきました。被害児童の保護者さんとのカウンセリングさんが３学期中ということで、今調整をしておられます。
最後のところ、１月１９日になりますけれども、被害に遭われた児童の方大分気持ちは落ち着いてきているということですけれども、子どもたち中で、違う中学校に行く人もいるらしいという噂が出てきて、どうしたらいいかというところを、悩んでいるということでした。各校の入学説明会がありますので、その時にはどうしても周りの児童が気づいてしまいますので、それまでのところで、どういった形で伝えたらいいのかというところを今、６年担任と管理職と保護者で、被害児童にも寄り添った形での方法を検討しているところです。すいませんちょっと概略だけご報告しました。

教育長　この表は校長さんが作ったもの？って聞いたら、はいって言ってたんですけど、こうやって振り返りをきちっとして親さんに見せるということですよね。大事なことだなって改めて今回思います。よろしいですか。では３つめですかね。

教育課長　それでは、新型コロナウイルスの対応についてということで、まずは5－1、県央保健所と書いてあります文書をお開きください。これはつい先日県央保健所から送られてきました文書です。

例えば私が、コロナにかかったんだけれども、それから１週間後ぐらいにそろそろ復帰だという時になって、自分の家族が誰かが陽性になった。そうすると、家族が陽性になると５日間自宅待機になる。
学校の方から、「ついこの間、陽性になった子なんだけれども、家族が、陽性になったからってまた休まないといけないのですか」という話がありました。
そこは、抗体があるから大丈夫だといった判断はまだどこからも示されていないので、一応決まり通りに、対応お願いしますと話をしておりました。
昨日の保健所の方からの文書では、自分が陽性になってから３１日以内に家族が陽性なった場合には、抗体があるという前提で、気をつけながらそのまま活動して差し支えないですよという通知です。
ただ３１日を超えている場合には、今までと同じように、５日間の自宅待機というところをしなければならないということです。そのことが保健所から通知されましたので、町教育委員会名で、学校に取り扱いの通知をしております。
あわせて、コロナウイルスの対応表というのを２種類作っておりましたが、それも下の赤囲いですけれどもこの場合にはというのを付け加えて改めて学校に出しております。

教育長　　最後、４番目。

教育課長　　町長を交えての会議が総合教育会議というのがありますが、それを来月、開かせていただこうと思っております。ちょうど教員の人事の関係で、内申をいただく日にちと合わせまして、２月７日。教育委員会は１時半から２時半までで、総合教育会議をそのあと、２時半から３時半まで、ということで、設定をさせていただこうと思っております。

教育長　　では第１１回教育委員会及び令和４年度の総合教育会議は２月７日１時半からです。それでは、第１０回、閉じたいと思います。ありがとうございました。

署名者　　委　員
委　員
記録者